

4 / 2 5 (火) の発表

はじめよう、つづけよう。

「北海道スタイル」



～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 4月25日(火) 11時00分

発表項目 (行事名)	宗谷管内における新型コロナウイルス感染症の発生状況等について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○宗谷総合振興局管内における最近の新型コロナウイルス感染症発生状況等について資料提供するとともに、感染予防に向けた取り組みについてご説明します。</p> <p>○新型コロナについては、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけられることとされました。位置づけの変更に伴う主な変更点についてご説明します。</p>		
参考	<p>(1)新型コロナ感染者の推移</p> <p>(2) インフルエンザ流行状況(4/21現在)</p>		

報道(取材) に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	<p>宗谷総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課 課長 堀越 崇行 TEL: 0162-33-2975 (内線: 3600)</p> <p>宗谷総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課 課長 角谷 里佳 TEL: 0162-33-3702 (内線: 3630)</p>		
-------------	---	--	--

道内のインフルエンザの流行状況について

令和5年4月24日（月）9時00分

宗谷総合振興局保健環境部保健行政室
(稚内保健所) 電話：0162-33-2417

道では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)第14条に基づく、発生動向調査を実施しています。

令和5年第15週(令和5年4月10日(月)～4月16日(日))において、道内の定点医療機関から533症例の報告があり、定点あたり2.38人となり、第12週以降、注意報レベルを下回っています。また、全ての保健所で、警報及び注意報を解除しています(下記2参照)。

記

1 定点あたり報告数

	第10週 (3/6～12)	第11週 (3/13～19)	第12週 (3/20～26)	第13週 (3/27～4/2)	第14週 (4/3～9)	第15週 (4/10～16)
全道	12.90	12.09	8.75	5.16	3.21	2.38
稚内保健所	2.75	9.75	3.75	2.00	3.13	4.38
全国	11.10	8.44	6.44	4.05	2.77	2.16
昨年同期(道)	-	-	0.01	0.01	-	-

2 保健所別定点医療機関あたりの報告数(第15週)

(単位：人)

保健所	報告数								
札幌市	2.09	岩見沢	1.00	苫小牧	4.50	上川	2.67	北見	1.57
小樽市	1.00	滝川	1.67	浦河	0.00	名寄	0.00	紋別	3.20
函館市	3.10	深川	0.67	静内	0.33	富良野	2.67	帯広	3.42
旭川市	5.85	倶知安	2.00	渡島	3.00	留萌	2.00	釧路	0.27
江別	5.25	岩内	0.50	八雲	0.33	稚内	4.38	根室	0.00
千歳	2.13	室蘭	0.50	江差	0.33	網走	4.80	中標津	0.50

※全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページで確認できます(<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/501/map.html>)。

3 インフルエンザの感染拡大を防ぐための対策について

- できるだけ人混みを避け、外出から帰ったら必ず手洗い等をしましょう。
- 十分な栄養と睡眠を心がけ、人にうつさないためにも、発熱や咳等の症状が出た場合は、マスクの着用や咳エチケットに気をつけましょう。
- 適切な湿度(50%～60%)を保ちましょう。
- 感染が疑われる場合は、医療機関の受診をお願いします。

4 インフルエンザの注意報・警報

【発令基準】注意報：1 定点医療機関あたりの患者数が一週間で10人以上

警報：〃 30人以上

※ 警報発令後は1 定点医療機関あたりの患者数が10人以上の場合に警報を継続し、下回った場合に警報を解除します。なお、解除の発表は行いません。

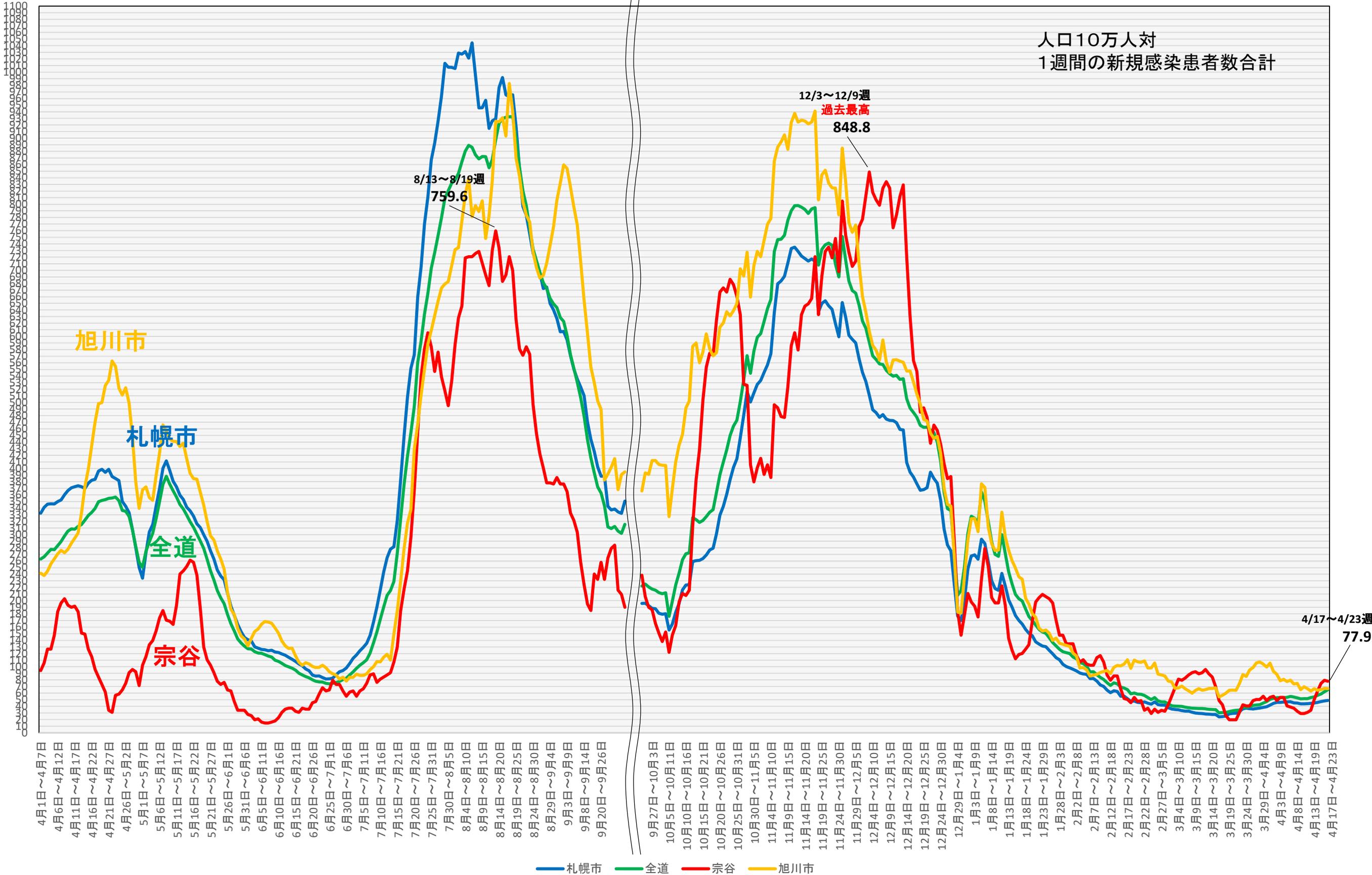
※ 注意報・警報の発令は、各保健所毎に行います。

・ 注意報：流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いこと、流行の発生後であれば流行が継続していると疑われることを指します。

・ 警報：大きな流行の発生や継続しつつあると疑われることを示しています。

新型コロナ感染患者の推移 (人口10万人対,週合計)

人口10万人対
1週間の新規感染患者数合計



新型コロナウイルス感染症の感染症法上の 位置づけの変更に伴う道の対応について

区分	国の考え方	道の具体的な対応
外 来	<p>○外来対応医療機関の維持・拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県が、外来対応医療機関数を把握しつつ、広く一般的な医療機関での対応を目指す ・幅広い医療機関が診療対応する体制に移行するまでの間、名称を「外来対応医療機関」に変更の上、当面、指定・公表の仕組みを継続（当面9月末まで） ・新たな設備整備に必要な費用の支援（今後、国が事業内容を決定） 	<p>■外来対応医療機関の維持・拡大に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで診療に対応いただいている医療機関に対し、引き続き対応を依頼 〔※診療・検査医療機関数：1,171(R5.3月末現在)〕 ・新たな医療機関の増加に向け、医療関係団体と連携し、移行前から診療実績のある医療機関を中心に働きかけ 〔※移行後の対応医療機関公表に向けた調査を実施し、その結果も踏まえ、5月8日以降は未指定医療機関へ丁寧に働きかけ〕
入院 ・ 入院調整 ・ 高齢者施設等の対応	<p>○「移行計画」の策定、推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点医療機関等以外で受入経験がある医療機関に対し、軽症・中等症Ⅰ患者の対応を積極的に促す ・従来の重点医療機関は重症者等の対応に重点化 	<p>■新たな医療機関の受入れ等を進める「移行計画」の策定と推進</p> <p>1 入院体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の感染拡大における最大入院患者数を基に、今後の最大入院患者数を見込み、全医療機関での対応を想定(*1) ・今後、確保病床を活用していくことはもとより、新たな医療機関における患者受入れの対応を丁寧に働きかけるなど、幅広い医療機関への協力依頼を推進 ・軽症、中等症Ⅰ・Ⅱ、重症の分類による各医療機関の役割分担や位置づけ等について、計画推進に当たり、さらに確認・調整

区分	国の考え方	道の具体的な対応
----	-------	----------

【今後の考え方】

- ・入院体制は、全病院で患者に対応することを目指す
- ・直近の感染拡大時の実績を踏まえ、今後の最大確保病床数を設定
- ・「確保病床以外」の入院患者は、「確保病床」を上回るよう設定

区分	合計	確保病床を有する医療機関	確保病床のない医療機関	対応	
				経験済	新たに
医療機関数	538 *1	164	374	303	71
最大入院患者数 〔参考：圏域毎のピーク実績〕	2,407 (3,034)	1,000 (1,505) *2	1,407 (1,529)	—	—
最大確保病床数 〔参考：直近の最大確保病床数〕	1,862 (2,410)	1,862 *3 (2,410)	—	—	—

〔※最大確保病床数は、2次医療圏毎のピーク時の入院実績(1,505)を踏まえ設定(*2、3)〕

- ・回復後も入院を必要とする患者を受け入れるため、地域包括ケア病棟等を有する医療機関や後方支援医療機関等での対応を進め、転退院を促進

- ・入院調整は、原則、医療機関間による調整への移行を促し、軽症・中等症Ⅰの患者から医療機関間調整開始、秋以降、重症者等について医療機関間の調整へ移行

2 入院調整

- ・原則として、医療機関間の調整を推進するが、次の場合には行政が関与し対応
重症・中等症Ⅱ患者、圏域間調整、感染拡大時 など

区分	国の考え方	道の具体的な対応
	<p>○病床確保料の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助単価及び休止病床の範囲を見直しの上、9月末までを目途に措置を継続 <p>○高齢者施設等の対応(当面継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者発生時の相談や感染制御等の支援、往診等の協力医療機関確保 ・集中的検査 ・施設内で療養を行う高齢者施設への補助等 	<p>■医療機関等への協力依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見直し内容の医療機関等への説明を丁寧に行い、改めて協力を依頼 <p>■医療との連携体制や往診・派遣への協力医療機関の確保(☆)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設を所管する市町村等と連携し、支援 <ul style="list-style-type: none"> 〔※施設での感染状況に応じた看護師・専門家派遣を当面継続〕 〔※陽性者発生時の関係者への検査を当面継続〕 ・集中的検査の対応 <ul style="list-style-type: none"> 〔※対象施設、実施方法等を整理の上、引き続き実施〕 〔※行政検査として取り扱うため、今後も道がキットを提供〕 ・施設内療養を行う高齢者施設への補助を当面継続
公費負担	<p>○患者等に対する公費負担の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急激な負担増を回避するため、医療費の自己負担等にかかる一定の公費支援を期限を区切って継続 	<p>■国の方針を踏まえた対応を着実に実施(全国一律)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来医療費及び入院医療費の自己負担を軽減 <ul style="list-style-type: none"> 〔※検査については公費支援を終了〕

☆＝移行計画の記載事項

区分	国の考え方	道の具体的な対応
各種 施策	<p>○相談窓口や健康観察の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発熱時等の受診相談や体調急変時の相談は継続(当面9月末まで) ・陽性者の登録・健康観察は終了 	<p>■これまでの相談機能を継続し、健康観察は終了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談センターに窓口を一元化(5月8日午前0時から) <ul style="list-style-type: none"> 〔※陽性者サポートセンターの体調急変時の相談等を統合〕 〔※現在の感染状況を踏まえた規模とし、感染拡大時には、柔軟に対応力を強化〕 ・陽性者登録センター(検査キット配付を含む)～5月7日 受付終了 <ul style="list-style-type: none"> 〔※検査キットの最終配布は5月8日〕 ・健康観察～高齢者等の健康観察は5月7日で終了 <ul style="list-style-type: none"> 〔※療養時の体調悪化等は、健康相談センターで対応〕
	<p>○自宅療養者への物資支援等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外出自粛は求められなくなるため終了 ・パルスオキシメーターの貸出についても終了 ・オンライン診療等は継続 	<p>■自宅療養セット・パルスオキシメーターの送付等終了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅療養セット～5月7日 受付終了 <ul style="list-style-type: none"> 〔※最終発送は5月8日〕 ・パルスオキシメーター～5月6日 受付終了 <ul style="list-style-type: none"> 〔※最終発送は5月6日〕 ・自宅療養者への診療に対応する医療機関の維持・確保 <ul style="list-style-type: none"> 〔※対応可能医療機関に引き続き取組を依頼〕 〔※対応可能医療機関数：911(R5.2月1日現在)〕

区分	国の考え方	道の具体的な対応
	<p>○宿泊療養施設の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外出自粛は求められなくなるため、隔離のための施設は廃止 ・既設の高齢者や妊婦のための施設は自治体判断で有料化し、9月末まで継続可 ・臨時の医療施設の取扱は今後具体的方針を示す <p>○無料検査事業の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染に不安を感じる場合に検査を受ける旨の協力要請がなくなるため、一般検査事業は終了 	<p>■宿泊療養施設の終了(11施設)(☆)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホテル業再開のため3施設は3月31日で終了済 ・8施設は5月8日で終了(臨時医療機能を有する1施設を含む) 〔※療養者には8日退出を事前に了解いただき、7日受付終了〕 <p>■無料検査事業の終了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月7日 受付終了 〔※事業者のほか関係団体等へ周知済 ※道のHPや事業所用ポスターで、一般向けに周知済〕
<p>患者の発生動向の把握</p>	<p>○全数把握から定点把握へ移行</p> <p>○ゲノム解析の対応(継続実施)</p>	<p>■定点把握への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道立衛生研究所(感染症情報センター)において週1回、定点機関からの報告数を公表 〔※公表方法を変更：患者の発生状況(毎日⇒週1回) など ※公表終了：1週間累計報(市町村毎)、集団感染事例 など〕 ・今後、国が示す考え方にに基づき、季節性インフルエンザ同様の注意喚起を実施 <p>■ゲノム解析の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の通知に基づき、引き続き、ゲノム解析を行い、変異株の発生動向を把握

区分	国の考え方	道の具体的な対応
ワクチン接種	<p>○特例臨時接種(全額国費負担)を1年延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団接種から個別接種(医療機関接種)へ移行 ・補助の上限額を設定 	<p>■国の方針を踏まえた市町村への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、対象者の接種が円滑に進むよう、市町村の取組を支援 ・接種回数に応じた上限額・基準額が定められた国庫補助の範囲内で接種体制を整備できるよう、市町村の取組を支援 ・道の集団接種会場は、市町村の接種体制、感染状況等を踏まえ必要に応じて設置を検討、道のワクチン接種相談センターは継続
対策本部体制	<p>○政府対策本部の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は必要に応じ「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」を開催 	<p>■知事を本部長とする新たな本部を設置(5月8日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5類への円滑な移行を進めるとともに、これまでを振り返り、新たな感染症危機への備えの検討や病原性が大きく異なる変異株が生じた場合の初動対応を行うため、新たな全庁的体制を構築 ・有識者会議、専門会議を引き続き設置し、新たな感染症危機への備えの検討等に当たり、意見を伺う 〔※有識者会議は新たに要綱を定め設置〕
特措法に基づく措置	<p>○基本的対処方針の廃止</p>	<p>■国の基本的対処方針の廃止に伴い終了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱 〔※オミクロン株対応の新レベル分類 ※道民・事業者への要請などの対策〕 ・第三者認証制度に関する道の要綱 〔※北海道飲食店感染防止対策認証制度実施要綱 ※感染防止対策に係る認証の基準〕